

2013年5月28日 全6頁

番号法の成立

2016年から制度開始

金融調査部
研究員 鳥毛拓馬

[要約]

- 2013年5月24日に、社会保障・税番号制度（以下、番号制度）を規定した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が、参議院本会議で可決、成立した。
- 社会保障・税番号（個人番号）は、2015年後半から国民一人ひとりに通知され、2016年から社会保障や税の分野などで利用が開始される予定となっている。
- なお、個人だけでなく法人にも番号が与えられる。

1. はじめに

2013年5月24日に、社会保障・税番号制度（以下、番号制度）を規定した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法）が、参議院本会議で可決、成立した。社会保障・税番号（個人番号）は、2015年後半から国民一人ひとりに通知され、2016年から社会保障や税の分野などで利用が開始される予定となっている。番号制度は、社会保障や税の公平性を向上させ、行政を効率化することを目的としている。番号は、個人だけでなく法人にも与えられる。

番号制度は、主に民主党政権で検討されてきた。2009年12月に公表された「平成22年度税制改正大綱」で、番号制度の導入について言及され、2011年6月には、政府・与党社会保障改革検討本部で、「社会保障・税番号大綱」が決定された。2012年2月に、民主党政権の下で番号法案が閣議決定、国会に提出されていた。しかし、2012年11月の衆議院解散により、番号法案が廃案となっていた。今般成立した番号法は、2013年3月に、現在の与党が閣議決定し、国会に提出していたものである。

本稿では、この番号法について概説する。

2. 個人番号の主な利用範囲

従来、納税者番号制度といわれていたときには、番号は、税務分野でのみ利用されることが検討されていたが、番号法では、年金、労働、福祉、医療などの社会保障分野や災害対策に利用されることが想定されている。さらには、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務にも利用されることが想定されている。

ただし、金融機関を含む民間企業などが、法定調書へ番号を記入等すること以外で、番号を利用することは認められていない。最初から、幅広い分野で番号制度の利用を認めるというのではなく、限定的な範囲でのみ利用を認めるという意味で、まずは、スモールスタートということがいわれる。

図表 1 個人番号の主な利用範囲

分野		利用範囲
税務		○国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等
社会 保障 分野	年金	⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労働	⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療・その他	⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務

	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
災害対策	⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。
地方公共団体が条例で定める事務	○社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務

(出所) 内閣官房「社会保障・税番号制度の概要」を基に大和総研作成

(※) 衆議院の審議では、個人番号を利用した給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせる仕組み）の導入に関して法案の修正が行われ、給付付き税額控除の事務を実施するために、必要な体制の整備を検討することが法律に明記された。

3. 番号制度の税務分野でのメリット

番号制度が導入されると、税務当局が保有する各種所得情報を、番号を用いて正確かつ効率的に名寄せ・突合することにより、所得の過少申告や税の不正還付等を効率的に防止・是正できるとされる。

また、納税者が、社会保険料控除の対象となる保険料や税務署が把握している納税者の所得の情報などをマイ・ポータルで確認できるようになり、より簡単に正確な確定申告ができるようになるともいわれる。

このマイ・ポータルとは、個人が自宅や役所・図書館など行政機関に設置されたパソコンから、自己の情報や各種行政サービスを閲覧でき、各種手続も行うことができる、個人用のホームページのようなものが想定されている。個人が、行政機関による自己情報へのアクセス記録を確認することにも利用されることが想定されている。

番号制度は、所得情報の正確な把握、社会保障の不正受給や税の不正還付等の防止に役立つと考えられているが、この役割を果たすためには、「番号」付の支払調書等が提出されることが前提となる。もっとも、現状では、全ての事業所得について支払調書等が提出されているわけではない。さらに、事業所得者の経費について、私的消費か事業経費かの区別は自己申告でしか判断できない。そのため、番号制度が導入されたとしても、税務当局が事業所得を正確に把握することは困難であるといわれている。また、個人が保有する海外資産やその取引情報を税務当局が正確に把握するのにも限界があるとされる。

このため、番号制度が導入されたからといって、必ずしもすべての所得が税務当局に正確に把握されるわけではないのである。

4. 社会保障分野でのメリット

番号制度の導入による社会保障分野で考えられるメリットとして、社会保障給付の各種申請・申告等に必要となる行政機関が発行する添付書類（納税証明書等）の省略ができるということがあげられる。例えば、現在は転入先で児童手当の認定請求を行う場合、転出時の市役所等で所得証明書を取得し、転入先の市役所等に提出する必要があるが、番号制度導入後は、児童手当の申請書に個人番号を記載すれば、転出先と転入先の市役所が、番号に基づいて管理された所得情報を、情報提供ネットワークを通じて照会・提供することにより、所得証明書の提出が不要になるといったことが考えられる。

5. 個人番号

個人番号は、市町村長より住民票コードを変換して、紙の通知カードにより個人に郵送で通知されることになっている。個人番号は、盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更が可能とされている。また、中長期在留者、特別永住者等の外国人住民にも番号が通知されることになっている。

さらに、2016年以降に、申請により、通知カードと引き換えに番号が記載された顔写真付きの個人番号カードの交付を受けることができる。個人番号カードには、表面に氏名、住所、性別、生年月日といういわゆる基本4情報が記載され、身分証明書として利用することができる。個人番号は、カードの裏面に記載される予定である。個人番号カードにはICチップが埋め込まれ、カードリーダーを通じてマイ・ポータルで利用されることなどが想定されている。

個人番号の利用範囲は、法律で限定されている。また、法律に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止されている。さらに、本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認が義務付けられる。

6. 個人情報の管理方法

番号制度導入後も、従来どおり個人情報は各行政機関が保有する。このため、各行政機関は、他の機関の個人情報が必要となった場合、番号法で定められるもの限り、情報提供ネットワークシステム¹を使用して、情報の照会・提供を行うことができる。すなわち、各行政機関が保有している個人情報を特定の機関に集約し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる一元管理の方法がとられるわけではなく、分散管理の方法がとられる。

¹ 国と地方の税務当局は、情報ネットワークシステムを使用しなくても、情報の照会・提供を行うことができる。

7. 個人情報の保護

番号制度の導入により、多くの人が懸念するのは、個人情報が保護されるのかということであろう。

番号法では、法律の規定によるものを除き、特定個人情報（個人番号付きの個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成が禁止されている。また、特定個人情報の提供も原則として禁止されている。

ただし、行政機関は情報提供ネットワークシステムでの提供など法律に規定するものに限り、特定個人情報の提供も可能となっている。情報提供ネットワークシステムでは、情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いずに、目に見えない「符号」が用いられ、個人情報の一元管理ができない仕組みが構築されている。なお、金融機関を含む民間事業者は、この情報提供ネットワークシステムを使用することはできない。

前述した、マイ・ポータルを設けることも個人情報保護のひとつの方法であろう。そのほか番号法では、特定個人情報保護評価の実施や独立の第三者機関である特定個人情報保護委員会の設置、さらには個人情報保護法より重い罰則を設けるなど罰則の強化を行うことなどにより、個人情報の保護を強化している。

8. 法人番号

法人番号に関しては、国税庁長官から、法人等に通知されることになっている。個人番号と異なり、法人番号は原則として公表され、また、民間での自由な利用も可能とされている。

9. 今後のスケジュール

今後の番号制度の開始に向けたスケジュールは、図表2の通りである。2016年1月から利用される分野は、狭い範囲に限られることが想定されている。情報提供ネットワークシステムやマイ・ポータルの運用開始は、2017年となることが想定されている。

番号法施行²後1年を目途として、特定個人情報保護委員会の権限の拡大等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとし、法施行後3年を目途として、個人番号の利用範囲の拡大について検討を加え、必要と認めるときは、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるとしている。

² 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることになっている。

図表2 今後のスケジュール

2013(平成 25)年	番号法成立
2015(平成 27)年 後半	番号通知
2016(平成 28)年	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの交付 ・順次、個人番号の利用開始 <p>【2016年1月から利用する手続きのイメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会保障分野(年金に関する相談・照会) ○税分野(申告書、法定調書等への記載) ○災害対策分野(要援護者リストへの個人番号記載)※ただし、事前に条例の手当てが必要
2017(平成 29)年	<p>情報提供ネットワークシステム、マイ・ポータルの運用開始</p> <p>2017年1月より国の機関間の連携から開始。2017年7月を目途に、地方公共団体との連携についても開始</p>

(出所) 内閣官房「社会保障・税番号制度の概要」を基に大和総研作成